「新型コロナウイルスの影響を受ける中小業者への支援策実施状況調査」の

特徴とまとめ

2020年12月18日

全商連付属・中小商工業研究所

Tel 03(3987)4391／Fax 03(3988)0820

Mail　kenkyu@zenshoren.or.jp

実　　施　全国商工団体連合会

実施期間　2020年8月28日－9月30日

実施方式　郵送記入・返信

対　　象　1,788自治体（全自治体）

回　　答　1,092自治体（回答率61.1%）

１．調査の概要

全国商工団体連合会は8月28日から9月30日にかけて、全1,788自治体を対象に「新型コロナウイルスの影響を受ける中小業者への支援策実施状況調査」（以下、本調査）を実施した。1,092の自治体から回答が寄せられ、回答率は61.1%に上った。回答率を行政区分で示すと、都道府県100％、政令指定都市・県庁所在地86.5％、市区町村59.2％であった（別紙「調査票ひな型」「集計結果表」「運動資料集エクセルデータ」参照）。

　調査票の項目は、「コロナ対応で実施している制度」と「従来から実施している条例・制度等」に大別される。本稿では、「コロナ対応で実施している制度」（①休業補償、②固定費補助、③雇用補助、④観光業等への補助、⑤感染防止対策への補助、⑥芸術・文化への補助、⑦国保傷病手当金の支給、⑧上記以外の支援策）について、それらの特徴とまとめを示す。

　本調査の実施期間を踏まえると、新型コロナ感染症の第１波から第2波にかけて創設・実施された制度といえる。従って、現在でも実施されている制度は少なからずあるが、すでに終了している制度も多くある。重要なのは、多くの自治体でコロナ対応の多種多様な直接支援や地域の実情に即した支援を講じることで地域循環型経済につなげようとする努力がうかがえることである。国の制度の対象外となる事業者を支援するための給付金（支援金）制度を設けている自治体も数多く存在した。

このように、本調査の意義は、コロナ感染症対策の初期段階における自治体制度の積極面を明らかにしたことにある。新型コロナ感染の第３波が広がる中、政府は第３次補正予算案に地方創生臨時交付金1.5兆円を盛り込んだ。臨時交付金を生かした中小業者支援策の継続実施・創設を自治体に求めていくことが緊急に求められている。

２．「コロナ対応で実施している制度」の特徴

|  |  |
| --- | --- |
| ①休業補償 | 実施自治体数361　実施率33.1% |
|  | 制度数計424（都道府県31、政令・県庁19、市町村374） |

* 休業や営業時間短縮の要請に応じた事業者（飲食店、宿泊施設、理美容業等）への給付金（支援金、協力金）が多い。自主的に休業した事業者への支援策もある。
* 公共施設の休館に伴い休業したテナントやバス・タクシー、学校給食提供事業者、遊興施設(スナック、バー、カラオケボックス)、遊技施設(パチンコ屋)を対象とした支援が目立つ。
* 市や村では、貸し切りバス事業者や旅行代理店、映画館、「一時的な休業や規模縮小・減収に直面している介護事業所」、「来島・修学旅行受け入れ自粛の影響を受けた民泊事業者」への支援も行っている。福島県川俣町（川俣町小規模企業振興基本条例を制定）では「従業員5名以下の小規模事業者」に給付金を支給。この他、県の協力金の対象とならなかった事業者への支援金（協力金）を実施している町もある。
* 給付金の上限額は10万円から40万円であった。

|  |  |
| --- | --- |
| ②固定費補償 | 実施自治体数472　実施率43.2% |
|  | 制度数計584（都道府県14、政令・県庁47、市町村523） |

* 県の家賃支援は、国の家賃支援金給付金の給付を受けていることを要件（上乗せ要件、上乗せ支援）としているところがある。
* 市の家賃支援でも、「国の上乗せ支援」が目立つ一方で、明確に「国の家賃給付金に該当せず、売上減少に直面している事業者」に家賃支援を行っている市もある（宮城県石巻市、登米市、秋田県大館市、福島県郡山市、茨城県常陸太田市、栃木県矢板市、東京都国立市、大分県宇佐市）。また、休業や時短要請に応じた事業者への家賃支援も行われている。新潟県阿賀野市では「旅館、飲食店、タクシー業または従業員10人未満の事業者」に家賃等賃借料補助（補助率1/4 上限10万円）を実施。
* 北海道留寿都村では「家賃、地代、事業実施の際使用する機械等の賃料等固定費がかかる村内の小規模企業者」を対象としている。
* 家賃支援の上限額は10万円から150万円。法人最大600万円、個人最大300万円という自治体もあった。
* 上下水道の支払い猶予や減免。固定資産税・都市計画税の軽減が多い。

|  |  |
| --- | --- |
| ③雇用補助 | 実施自治体数249　実施率22.8% |
|  | 制度数計300（都道府県27、政令・県庁14、市町村259） |

* 県や市の雇用補助は、国の雇用調整助成金の支給決定が要件（上乗せ要件、上乗せ支援）となっているものが多い。
* 一方、高知県は「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少が続く事業者においては、固定費の負担が大きくなっていることから、県内に施設や店舗を有し、国の持続化給付金を受けてもなお経営状態が厳しい事業者に対して、事業の継続と雇用の維持を図るため、固定費のうち人件費に着目した給付金を給付」と独自性がある。
* 岩手県遠野市は「45歳未満のものを正規採用した、市内に事業所を有する中小企業等」（新規雇用創出事業費補助金）を対象に上限額300千円/人を補助している。
* 宮城県加美町は「雇用調整助成金の対象外で家族専従者がいる町内事業所」（加美町専従者雇用支援事業）を対象に上限5万円。
* 新潟県長岡市では「学生インターンシップを実施した市内企業もしくは市内在住者の職場実習受入を実施した企業」に支援金が支払われている。
* コロナ離職者を採用した事業者への支援も行われている。

|  |  |
| --- | --- |
| ④観光・飲食業補助 | 実施自治体数817　実施率74.8% |
|  | 制度数計1,427（都道府県102、政令・県庁109、市町村1,216） |

* 観光業と飲食業はコロナ感染の影響を大きく受けている業種であることから、実施自治体数（817自治体）は最多であった。
* 宿泊費やプレミアム付き商品券・食事券の補助が多い。
* バス・タクシー事業者や宿泊事業者に支援金（補助金）も目立つ。
* 北海道夕張市は「市内店舗で夕張メロンを購入した方に対して市内宿泊施設等で利用できるサービス引換券を交付」（地元特産品(夕張メロン)販売促進及び市内宿泊施設等利用促進事業）している。茨城県水戸市は水戸市納豆製造事業者緊急支援金（本市の観光振興に資する事業に取り組む予定の事業者であること、などが要件）を実施。
* 福岡県はホテル、旅館、簡易宿所、民泊事業所を対象に「施設の消毒や清掃などの衛生対策に要する消耗品や備品の購入及び対応に必要な経費」を補助。
* 佐賀県は、旅館やホテル、バス・タクシー、観光施設を対象に支援金制度を設けている。

|  |  |
| --- | --- |
| ⑤感染防止対策 | 実施自治体数629　実施率57.6% |
|  | 制度数計944（都道府県143、政令・県庁90、市町村711） |

* 47都道府県で支援策が講じられている。感染対策（3密対策、感染症の影響からの再起のための販路開拓、新しい生活様式に対応したビジネス支援）を行う事業者への、補助金、助成金、支援金などである。
* 長野県は業種を絞った支援金〔（１）長野県内に本社所在地を有する小規模事業者であること。（２）業務が、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、運転代行業、療術業のいずれかに該当すること。（３）業種別ガイドラインに基づく、感染防止の取組を実施していること〕
* 和歌山県は「売上高が、前年同月等と比べて20％以上減少した者」を対象に「安全・安心を確保するための事業」（事務所における空気清浄機の設置、商用車へのアクリルパーテーションの設置、サーモグラフィーの購入等）の実施に必要な経費を対象に補助。
* 市ではテイクアウト・デリバリー、感染予防（3密回避）、店舗改装、テレワーク導入経費等への補助金が行われている。
* 町では、診療所及び歯科医院への支援金、子ども食堂支援への補助金やキャッシュレス決済を導入した事業者への補助金などがある。
* 村では、事業転換や、デリバリーメニューなどを開発しようとする事業者への支援金（上限額50万円）を行っている自治体もあった。

|  |  |
| --- | --- |
| ⑥芸術・文化支援 | 実施自治体数106　実施率9.7% |
|  | 制度数計140（都道府県37、政令・県庁40、市町村63） |

* 施設や団体、イベント主催者への支援策が多い。
* 岐阜県や静岡県、高知県では、県内の芸術家・文化芸術関係者へ助成している。愛知県は県内の文化芸術活動関係者への応援金を国の持続化給付金の給付を要件に行っている。石川県は、「金沢芸妓、山中芸妓」に楽器、カツラなどの道具の維持費を給付（30万円/人）。
* 茨城県水戸市は「市内のライブハウス、劇場、ホール、ギャラリー」などを対象に支援金（一施設当たり一律20万円）。東京都新宿区は「劇場、ライブハウス」へ支援（上限額50万円）。富山県南砺市は「国の伝統産業従事者」に給付金（法人50万円・個人25万円）。

|  |  |
| --- | --- |
| ⑦国保傷病手当 | 事業主12、家族従業者208、それ以外250 |

* 国民健康保険に加入している個人事業主を対象に「傷病手当金と同等の制度を設けている自治体」（5自治体：岩手県陸前高田市、長野県伊那市、岐阜県飛騨市、愛知県東海市、愛媛県宇和島市）
* 国民健康保険に加入している個人事業主を対象に「一時金制度（傷病見舞金）を設けている自治体」（7自治体）
	+ 北海道美幌町（一時金としての傷病見舞金（30万円）を事業主等に支給。実施期間は、国保加入の被用者向け傷病手当金と同じ2020年1月1日から21年3月31日まで）
	+ 埼玉県深谷市（一時金としての傷病見舞金（20万円）を事業主等に支給。実施期間は、2020年1月1日から21年3月31日まで（12月15日現在。延長予定あり））
	+ 埼玉県朝霞市（一時金としての傷病見舞金（20万円）を事業主等に支給。実施期間は、国保加入の被用者向け傷病手当金と同じ2020年1月1日から21年3月31日まで）
	+ 埼玉県志木市（一時金としての傷病見舞金（20万円）を事業主等に支給。実施期間は、2020年1月1日から必要な限り（国保加入の被用者向け傷病手当金に準拠））
	+ 埼玉県新座市（事業主については、一時金としての傷病見舞金（20万円）を事業主等に支給。実施期間は、国保加入の被用者向け傷病手当金と同じ2020年1月1日から21年3月31日まで）
	+ 埼玉県上里町（一時金としての傷病見舞金（20万円）を事業主等に支給。実施期間は、国保加入の被用者向け傷病手当金と同じ2020年1月1日から21年3月31日まで）
	+ 滋賀県野洲市（一時金としての傷病見舞金（10万円）を事業主等に支給。実施期間は、国保加入の被用者向け傷病手当金と同じ2020年1月1日から21年3月31日まで）

|  |  |
| --- | --- |
| ⑧上記以外の支援策 | 実施自治体数813　実施率74.5% |
|  | 制度数計1,656（都道府県136、政令・県庁170、市町村1,350） |

「上記以外の支援策」については、その対象要件から「給付金・支援金関系」「補助金関系」「融資関系」に分類し、特徴を示す。なお、これらに分類しなかった制度も多数ある。

（１）給付金・支援金関係

① 国の持続化給付金の売上減少基準（50％以上減少）と同等・それ以上の支援策【75制度】

* 給付金・支援金等の要件を「売上50％以上減少」（減少している月数は［ひと月］［任意のひと月］［4月または5月］と様々）、もしくは「国の持続化給付金を申請している事業者へ上乗せして支給」としている制度。
* 国の持続化給付金を受けられた事業者にとってはさらなる支援策となる。一方で、国の持続化給付金が給付されない事業者には、支援の外に置かれるという課題がある。
* 給付上限額の多くは10万円から30万円。なかには50万円、100万円の自治体もある。「個人15万円・法人30万円」など事業形態の違いによって給付上限額が異なる自治体もある。
* 一方、「減収額と国の持続化給付金との差額を支給」（若桜町中小企業等事業継続支援金：法人200万円、個人100万円。鳥取県若桜町）という工夫も見られ、これを活用できる事業者にとってはありがたい制度といえる。

② 国の持続化給付金の売上減少基準に満たない事業者を対象としている支援策【277制度】

* 給付金・支援金の要件を、売り上げが前年同月比較で「20%から50％未満減少」や「20％以上減少」、「15％以上30％未満」など、もしくは「国の持続化給付金の対象とならない方」などとしている制度。国の持続化給付金を受けられない中小業者を支援するものである。
* なかには、「売上が前年同期比5％以上減少している市内小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）」（行田市小規模事業者緊急支援給付金：上限額10万円、埼玉県行田市）や、「売上高5％以上減」（新型コロナウイルスに負けるな 事業継続応援給付金：法人20万円、個人10万円、岡山県美作市）、「1カ月の売上高が前年同月比10％以上減少している町内事業者」（城里町中小企業等継続応援給付金事業：上限額20万円、茨城県城里町）と減少基準を低く設定し、広範な事業者に支援が届くようにしている自治体もある。
* また、埼玉県北本市は「令和元年4月8日から令和2年4月7日までに開業し、売上が5％以上減少している方」（創業者応援持続化給付金：一律30万円）という創業向けの給付金を実施している。鳥取県倉吉市は「国の持続化給付金の対象とならない市内事業者」を前提に「家賃地代支援型(上限20万円)」や「不動産オーナー支援型(上限20万円)：自主的にテナント賃料を減免した不動産オーナーを対象に減免額の2/3を支援」といった工夫もされている（倉吉版経営持続化支援事業）。長崎県松浦市は、経営維持支援金（上限20万円）で対象事業者を全業種にまで拡充する対応が採られている。
* 給付金（支援金）の上限額は、10万円から30万円が多い。上限額を「30万円」「50万円」としている町や村もあった。
* なお、県で「国の持続化給付金の対象とならない事業者支援」を対象に「支援金」を創設しているのは、福岡県と熊本県だった。

③ 売上基準不明＆業種別、その他条件【362制度】

* アンケート回答上で、給付金（支援金）等の売上減少基準が明記されていなかったもの（多数あり）。条件に他の特徴があるものや、業種別に支給しているもの。
* 地場産業支援佐賀県は「新型コロナの影響で経営が悪化している伝統的地場産業事業者等への支援」（さが伝統産業等支援事業費支援金、上限額10万円）を実施。
* 給食納入業者支援千葉県野田市は市内の給食食材納入業者を対象に、給食食材に係る減収額の25％相当分を支給（給食食材納入業者支援金）。新潟県長岡市は、学校給食休止により売り上げが減少した食材納入業者を対象に1業者当たり7,000千円を上限としている（学校給食関連事業者支援金）。
* 業種別の給付金創設北海道江別市は、市内の飲食店や小売業者、理美容業者、宿泊業者、公衆浴場を営む事業者を対象とした給付金制度（上限額10万円～30万円）。
* 製造業・運輸業支援北海道津別町は、前年同月比30％減収している町内製造業事業者に固定資産税相当額（津別町新型コロナウイルス対策製造業持続化給付金事業、上限200万円）および、30％減収が1カ月以上ある町内の一般貨物自動車運輸事業者を対象に上限100万円（津別町新型コロナウイルス対策運輸業持続化応援支援金給付事業）。

＊その他の自治体でも、医療機関や介護施設、障害福祉サービス事業者、清掃事業者といったエッセンシャルワーカーを対象とした支援制度や、農業、林業、沿岸漁業といった第一次産業支援策を対象とした支援制度もあった。

* 融資を条件とした給付金（支援金）徳島県は、県融資制度等の融資を受けていることを上限に融資額の10％以内：上限100万円（新型コロナ対応!企業応援給付金）。京都府八幡市は新型コロナウイルス感染症に関する融資を受けた事業者を対象に一律10万円（八幡市中小企業者等事業継続支援金）。三重県朝日町は、セーフティネット資金等の融資を受けた者に融資額の10％以内30万円以内（朝日町中小企業・小規模事業者等応援給付金）を行っている。

（２）補助金関系【259制度】

* 島根県川本町は、雇用調整助成金を受給した事業者を対象に社会保険料の事業主負担を補助している（補助額：休業手当支給額の1/10、3カ月分を上限）。実施期間は3月～12月（延長も検討）

（３）融資関系【291制度】

* 自治体の制度融資や信用保証料補助、利子補給が中心となっている。
* 山形県は、「地域経済変動対策資金」で融資期間（10年以内）の「無利子」措置をとっている。条件「新型コロナウイルスの影響により、最近１カ月の売上高が前年同期に比して30％以上減少し、かつ以後2カ月間を含む3カ月間の売上高が前年同期に比して30％以上減少することが想定される中小企業者」などを県が認定するもの（申込金額が3,000万円以下は取扱金融機関の認定）。2月25日から8月末までの取扱期間中の実績は7,400件・1,842億円に上る。
* 山口県長門市は、中小企業経営安定資金融資を実施し、融資を受けた日から10年間以内の利子補給を行っている。同融資利用を利用した138事業者の約半数が利子補給制度を活用している（10月22日の市担当者からの聞き取り）。

３．まとめ

* これまで見てきた通り、本調査で明らかになったことは、「休業補償」「固定費補助」「雇用補助」「観光・飲食業補助」「感染防止対策」「上記以外の支援策」など、中小業者向けの直接支援が全国的に講じられてきたことである。
* 特徴の一つは、地域の実情に即した支援策を講じることで、地域循環型経済づくりにつなげようとする努力が見られたことである。
* また、国の持続化補助金の対象外となった事業者（売上の減少が50％に満たない事業者）を対象とした直接支援（名称は給付金、支援金など様々）を実施している自治体が数多く存在した。県としては、福岡県と熊本県が実施していた。売上が50％以上減少していないために、国の持続化給付金を受けられなかったという中小業者からは、「持続化給付金は売り上げの3割減や4割減も対象にしてもらいたい」といった切実な要求が上がっている（中小商工業研究所「20年下期（9月）営業動向調査」）。こうした中小業者に寄り添う、自治体支援策と言える。
* 家賃支援について見ると、国の家賃支援給付金は手続きの煩雑さなどの理由から、持続化給付金と比べて給付件数が伸びていない問題が依然としてある。本調査では、県や市の家賃支援策の中には、国の家賃支援金給付金の給付を受けていることを要件（上乗せ要件、上乗せ支援）としているところがあった。家賃支援が受けられる中小業者にとっては非常に助かる制度であることは間違いないが、支援を受けられない中小業者との格差（支援格差）が生じる懸念は指摘しなければならない。一方で、明確に「国の家賃支援給付金に該当せず、売上減少に直面している事業者」を対象に家賃支援を行っている市が複数あったことは注目に値する。
* 国民健康保険の傷病手当については、12市町で傷病手当金と同等の制度もしくは一時金制度（傷病見舞金）を実施していた。実施理由を複数の自治体担当者に尋ねると、「事業主も国保に加入しているのだから、働き方による不公平感をなくすためだ」や「支援の漏れがないようにという市長のトップダウン判断だ」などが挙げられた。
* コロナ対応の融資については、山形県と山口県長門市は10年間の無利子としている。国の融資の無利子期間が3年間であることからすると、両自治体の施策は中小業者の資金義繰りを長期的に支援するものと言える。
* 島根県川本町の、雇用調整助成金を受給した事業者を対象に社会保険料の事業主負担を補助する制度は、他の自治体には見られなかった画期的なものである。実施期間は3月～12月であるが、町の担当者によると期間の延長も検討されている。社会保険料の事業主負担の軽減策は、小規模企業振興基本法の付帯決議に定められており、国に先んじて、支援制度が基礎自治体で設けられたことになる。
* 新型コロナ感染の第3波が広がる中、政府は第3次補正予算案に地方創生臨時交付金1.5兆円を盛り込んだ。臨時交付金を生かした中小業者支援策の継続実施・創設を自治体に求めていくことが緊急に求められている。